

瀬戸市市制施行100周年1000日前イベント業務委託 仕様書

1 目的

令和11(2029)年、瀬戸市市制100周年を迎えるにあたり、市民を対象に周知し、機運の醸成を図るため、プロジェクションマッピングを中心とした1000日前イベントを実施する。その実施に際しては、専門的な知見と技術を持つ事業者へ委託することにより、節目の開催にふさわしい質の高さを担保するとともに、来場者の記憶に残るイベントを実現することとする。

2 業務履行場所

瀬戸市役所（瀬戸市追分町64番地の1）

3 業務履行期間

契約締結日翌日から令和9年1月29日まで

4 業務委託内容

本業務では、次に掲げ(1)及び(2)の事業を実施すること。なお、企画、運営、撤収等の、事業実施に必要な一切の業務を行うものとする。実施に必要な準備やテストなどもすべて含むものとする。当日は、必要なスタッフを配置すること。

(1) プロジェクションマッピング

- ・プロジェクションマッピングを基軸として、来場者が楽しめる、ゲーム要素などを盛り込み、参加者の記憶に残るものにする。
- ・瀬戸市が実施する、デジタルコンテンツの制作を通じてモノづくりの楽しさを体験してもらうSeto CG Kids Programの成果を盛り込むことを可能とすること。
- ・100周年記念事業の機運醸成のため住民参加型の内容を盛り込むこと。

(2) 会場準備・撤収

- ・本事業に必要なプロジェクターやコントロールPC、ケーブル等を手配すること。なお、新たに構造物が必要な場合は、その経費も本業務に含むものとする。
- ・本業務の実施に必要な機器の設置及び撤収を行うこと。
- ・製作した映像を会場でテスト投影し、映像の投影状況や音の反響等について確認し、必要に応じて調整を行うこと。

5 実施の条件

(1) 場所及び投影壁面など

場所 瀬戸市役所北庁舎壁面（1階～5階）
壁面（幅 約40.4m×高さ 約18.75m）

(2) 日時と実施時間予定

令和9年1月9日(土)17時30分ごろから15分程度

(3) 天候等の考慮

当日小雨であった場合は、開催するものとする。ただし、瀬戸市が実施困難と判断した場合は、中止とする。

(4) その他、実施に関する注意点や配慮点

近隣住宅や民間施設への影響を十分に配慮すること。テスト投影時も同様とする。

6 スケジュール

令和8年10月頃 契約締結・業務開始 全体の方向性のすり合わせ

必要な情報の提供、計画書及びスケジュール案の提出

以降、計画及びスケジュールに沿って、映像の制作、機器の調達、演出の企画、機器等の設置、テスト投影の実施

令和9年1月9日 本イベントの実施

7 業務の報告

業務終了後、速やかに業務報告書を市に提出すること。

8 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務の成果物についての権利は瀬戸市が専有するものとする。ただし、受託者又は第三者が所有していた権利は除くものとする。

(2) 受託者は、本業務の成果物に係る所有権、著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。)及びその他成果物に係る全ての権利を瀬戸市に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が所有していた権利は除くものとする。

(3) 本委託契約に係る著作物について、受託者は、同一性保持権等の著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。

(4) 成果物の引渡し後は、受託者は、成果物を協議会の許可なく複製・保管してはならない。

9 委託料の支払

完了後一括払いとする。ただし、本イベントが天候等の理由により中止となった場合、振替日の検討を行う。やむを得ず中止となった場合、瀬戸市は受託者に連絡し、既に行われた作業や準備が検査で合格と認められた場合、変更契約を結び、その部分に相応する業務委託料を受託者に支払う。ただし、支払いを受けるには、受託者は履行したことが確認できる書類(発注書や電子メールの写し)等を瀬戸市に提出しなければならない。

10 再委託の禁止

受託者は、委託業務の処理を一括して他の者に委託してはならない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項及び契約時点で未確定な事項については、その都度、協議の上決定する。

12 納品物

- ・スケジュール
- ・実施報告書
- ・成果物（コンテンツの動画ファイル）

（現地図）

